

## 職員の懲戒処分を行いました

令和7年7月25日付けで、交通事故にかかる職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### ■被処分者

- ・医療福祉部 会計年度任用職員 女性 50代

### ■処分内容

- ・戒告

### ■処分事由

- ・地方公務員法第29条第1項第1号（地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合）

### ■処分発令日

- ・令和7年7月25日（金曜日）

### ■処分対象となった事実

- ・被処分者は、令和6年7月29日、公務外で自家用車を運転し、市内交差点にて信号待ちをしていた際、信号が青色に灯火したと勘違いし車を発進させ、青信号で直進してきた車と衝突。当該車両の運転手に約7カ月の通院治療を要する傷害を負わせたもの。

### ■処分理由

- ・「中津川市職員の交通事故等の報告等に関する基準」にある重症事故（治療期間3か月以上）の障害を負わせたことによる。

### ■市長コメント

率先して法令を遵守すべき市の職員が、このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、市民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

こうしたことが二度と起こらないよう、職員全員が交通法規の遵守、安全運転の徹底を図ってまいります。

### お問い合わせ先

市長公室 人事課 担当者：吉村

電話：0573-66-1111（内線343）